

Ⅷ 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その1)

(参考)

- OP1…所得税額を課税標準とする課税方式
- OP2…課税総所得金額を課税標準とする課税方式

区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	区 分		
市 町 村 民 税	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 400円～800円 (制限税率 500円～1,000円)</li> <li>所得割 OP1前年所得 の18%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 300円～700円 (制限税率 400円～900円)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>所得割OP1の場 合の標準税率及 び制限税率を廃 止し賦課制限制 度が設けられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 200円～600円 (制限税率 300円～600円)</li> <li>所得割については 各課税方式に賦課 制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得割OP1の 標準税率15% (制限税率18%)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>OP2及びOP3に ついて準拠税率を法 定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得割OP1の標準 税率18.5% (制限税率22%)</li> </ul>	個人	市 町 村 民 税  率  税 率  そ の 他	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割 1,200円～2,400円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税制(創設) 標準税率15% (制限税率16%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税制 標準税率12.5% (制限税率15%)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税制 標準税率7.5% (制限税率9.0%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税制 標準税率8.1% (制限税率9.7%)</li> </ul>			法人			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税方式(OP)は 3つあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし書課税方 式が決定された。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県民税の創 設に伴い税源移譲</li> </ul>					その他		
固 定 資 産 税	税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率1.6%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(制限税率3.0%)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率1.5% (制限税率2.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準税率1.4% (制限税率2.5%)</li> </ul>				税率	固 定 資 産 税  そ の 他	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税点 土地家屋 10,000円</li> <li>償却資産 10,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>免税点 償却資産 30,000円</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県税として 不動産取得税が創 設された。</li> <li>免税点 償却資産 50,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模償却資産に対 する課税権を制限し た。  (改正は29年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有資産等所在市町 村交付金及び公社有 資産所在市町村納付 金の創設</li> <li>免税点 償却資産 100,000円</li> </ul>			その他		
市 町 村 た ば こ 費 消 費 税		/		/		/		/		<ul style="list-style-type: none"> <li>創設 税率 <math>\frac{10}{115}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率 <math>\frac{9}{100}</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率 <math>\frac{11}{100}</math></li> </ul>	市 町 村 た ば こ 費 消 費 税
電 気 ガ ス 税		<ul style="list-style-type: none"> <li>税率 <math>\frac{10}{100}</math></li> </ul>										電 気 ガ ス 税	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車税</li> <li>荷車税</li> <li>木材引取税</li> <li>氈産税</li> <li>入湯税</li> <li>水利地益税</li> <li>共同施設税</li> <li>広告税</li> <li>接客人税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険税の 創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告税及び接客 人税の廃止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車税、荷車税 の自転車荷車税と の統合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画税の創設 (制限税率0.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有提供施設等所在 市町村助成交付金の 創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車荷車税の廃止、 原動機付自転車を軽自 動車及び2輪の小型自 動車と併せ軽自動車税 の創設</li> </ul>	その他			

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市の税率変遷(その2)

税目	課税標準	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度
市民税	個人 均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額	600円(府税100円) 13%(同上5%)	600円(府税100円) 15%(同上5.5%)	600円(府税100円) 15%(同上6%)
	法人 均等割 法人税割-法人税額	2,400円(同上600円) 昭30.6.30以前7.5% (同上5%) 昭30.9.30以前7.5% (同上5.3%) 昭30.10.1以後8.1% (同上5.4%)	2,400円(同上600円) 昭30.6.30以前7.5% (同上5%) 昭30.9.30以前7.5% (同上5.3%) 昭30.10.1以後8.1% (同上5.4%)	2,400円(同上600円) 昭30.6.30以前7.5% (同上5%) 昭30.9.30以前7.5% (同上5.3%) 昭30.10.1以後8.1% (同上5.4%)
固定資産税	当該年度の初日の属する年の1月1日における価格	土地、家屋 償却資産 1.4%	1.4% ○国有資産等所在市町村交付金及び納付金制度を創設	1.4%
(目的税) 都市計画税		土地、家屋	0.1% (創設) ○旧茨田町、旧長吉村を除く	0.2%
自転車 荷車税	自 転 車 荷 車 (別に月割課税を創設)	2輪車 3輪車 原動機付2輪車 〃3輪車 荷積牛馬車 荷積大車 リヤカーその他 200円	原動機付(1種) 総排気量0.05ℓ又は 定格出力0.6kw以下 原動機付(2種) 同上の超 その他 荷積牛馬車 荷積大車 リヤカーその他 500円 1,000円 200円 800円 400円 200円	500円 1,000円 200円 800円 400円 200円
市たばこ 消費税	たばこ専売法第34条第1項の小売価格	10/115(府税5/115)	9/100(府税8/100)	9/100(府税8/100)
電気ガス税	電気又はガス料金	10%	10%	10%
宣伝広告税	1号広告 (ネオン サイン 電光等) 1個の表示面積1坪迄毎 に月額	特等地	100円	100円
		1等地	70円	70円
		2等地	50円	50円
	2号広告 (建植看板、額面広告) 同上	3等地	30円	30円
		特等地	100円	100円
		1等地	70円	70円
	3号広告 (立・掛・置看板等) 同上	2等地	50円	50円
3等地		30円	30円	
4号広告 (ポスター)	1個に付	6円	6円	
5号広告 (電柱広告等) 1個に付月額	特等地	30円	30円	
	1等地	20円	20円	
	2等地	15円	15円	
6号広告 (ちらしによるもの) 千個又は端数に付	3等地	10円	10円	
		50円	50円	
7号広告 (映画、気球、音響施設)	宣伝広告料金	20%	20%	
商品切手 発行税	商品切手の発行額	4%	4%	4%

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その3)

税目	課税標準	昭和33年度	昭和34・35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度
市民税	個人 均等割 所得割-前年において納付すべき所得税額の(昭和36年まで、37年度以降は課税総所得金額等)	600円 (府税100円) 18.5% (府税7.5%)	600円(府税100円) 20%(府税8%)		600円(府税100円) 2%~14%の超過累進税率 (府税、2%と4%の超過累進税率)				
	法人 均等割 法人税割-法人税額				2,400円(府税600円) 8.1%(府税5.4%)		2,400円(府税600円) 8.4%(府税5.5%)	2,400円(府税600円) 8.9%(府税5.8%)	
固定資産税	当該年度の初日の属する年の (目的税)1月1日現在における価格			土地、家屋 償却資産	1.4%				
都市計画税				土地 家屋	0.2%				
軽自動車税	・原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下又は定格出力0.6kw以下) 2種(同上の超) ・軽自動車及び小型特殊自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用  2輪の小型自動車 (別に月割賦課税及び月割還付)	(創設)	500円 1,000円 2,000円		500円 1,000円 1,500円 2,000円 3,000円 2,500円			500円 1,000円 1,500円 2,000円 4,500円 2,500円	小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,000円 2,000円
市たばこ消費税	小売価格(36年度まで) 市内売渡し本数×全国平均小売単価(37年度以降)	11%(昭和33. 4. 1売渡しのものから) (府税8%)			12%(昭和37. 5月申告分以降) (府税9%)	13.4%(昭和38. 5月申告分以降)	15%(昭和39. 5月申告分以降)		
電気ガス税	電気又はガス料金	10%			9%(昭和37. 6月申告分以降)	8%(昭和38. 5月申告分以降)	7%(昭和39. 5月申告分以降)		
商品切手発行税	商品切手の発行額						4%		
宣伝広告税	1号広告 〔ネオンサイン電光等〕 1個の表示面積3.3㎡ 毎に月額	特等地	100円						
		1等地	70円						
		2等地	50円						
	2号広告 (建植看板、額面広告等) 同上	特等地	100円						
		1等地	70円						
		2等地	50円						
	3号広告 (立・掛・置看板等) 同上	3等地	30円						
4号広告 (ポスター)	1個に付	6円							
5号広告 (電柱広告等) 1個に付月額	特等地	30円							
	1等地	20円							
	2等地	15円							
6号広告 (ちらしによるもの) 千個又は端数に付	3等地	10円							
7号広告 (映画、気球、音響施設)	千個又は端数に付	50円							
	◎〔交通運輸機関又は交通運輸業の設備による上記1号~5号〕	宣伝広告料金	20%						

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その4)

税目	課税標準	昭和42・43年度	昭和44年度	昭和45～47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度		
市民税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	600円(府税100円) 2%～14%の超過累進税率							1,700円(府税300円) 2%～14%の超過累進税率			
	法人均等割	資本金1,000万円以下 " 1,000万円超		2,000円 4,000円				① 資本金1,000万円以下 7,200円 ② " 1,000万円超 12,000円 (③を除く) ③ 資本金1億円超 24,000円 従業者100人超	8,000円 24,000円 80,000円	① 資本金50億円超 { 従業者 100人超 800,000円 " 100人以下 80,000円 ② 資本金10億円超 { 従業者 100人超 400,000円 50億円以下 " 100人以下 80,000円 ③ 資本金1億円超 { 従業者 100人超 80,000円 10億円以下 " 100人以下 24,000円 ④ 資本金1,000万円超 24,000円 1億円以下 ⑤ ①～④以外 8,000円		
	法人税割・・・法人税額	8.9%(府税5.8%)		9.1%(府税5.6%)		12.1%(府税5.2%)		14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))				
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.2%							0.3%			
軽自動車税	①原動機付自転車 1種(総排気量0.05ℓ以下) 2種(同上の超)	500円 1,000円		500円 1,000円					①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 650円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 1,000円 " 0.09ℓ超 1,300円			
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用 その他 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 — 1,500円 3,000円 2,500円		1,500円 2,000円 4,500円 2,500円 1,500円 3,000円 2,500円					②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗用 5,900円(5,200円) 貨物用 3,300円(2,900円) その他 2,000円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,500円 その他 3,900円 ③2輪の小型自動車 3,300円			
	市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価	18.1%(府税10.3%)									
電気税	電気料金	7%			6%		5%					
ガス税	ガス料金	7%			6%		4%		3%		2%	
特別土地保有税	保有分・・・取得価格 取得分・・・"				(創設) 1.4%		(創設) 3%					
商品切手発行税	商品切手の発行額	4%										
宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ										
事業所税	資産割・・・事業所床面積							(創設) 1㎡につき 300円				
	従業者割・・・支払給与総額							0.25%				
	新增設分・・・新增設事業所床面積							1㎡につき 5,000円				

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市の税率変遷(その5)

税目	課税標準	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度					
市民税	個人均等割	1,700円(府民税300円)	2,000円(府民税500円)									
	所得割・・・総所得金額等	2%～14%の超過累進税率		2%～14%の超過累進税率								
	法人均等割	① 資本金50億円超	従業者 100人超	800,000円		① 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超 年額	1,200,000円	① 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超 年額	3,000,000円	
			〃 100人以下	80,000円			50人以下 年額	160,000円		50人以下 年額	400,000円	
		② 資本金10億円超	従業者 100人超	400,000円		② 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人	50人超 年額	700,000円	② 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人	50人超 年額	1,750,000円	
			〃 100人以下	80,000円			50人以下 年額	160,000円		50人以下 年額	400,000円	
		③ 資本金1億円超	従業者 100人超	80,000円		③ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超 年額	160,000円	③ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超 年額	400,000円	
			〃 100人以下	24,000円			50人以下 年額	60,000円		50人以下 年額	150,000円	
		④ 資本金1,000万円超	1億円以下		24,000円		④ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超 年額	60,000円	④ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超 年額	150,000円
		⑤ ①～④以外			8,000円			50人以下 年額	48,000円		50人以下 年額	120,000円
法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税)(府税6.2%(不均一課税))			14.7%(不均一課税)(府税6.0%(不均一課税))								
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.3%										
軽自動車税	①原動機付自転車											
	総排気量0.05ℓ以下	700円					1,000円					
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,100円					1,200円					
	〃 0.09ℓ超	1,450円					1,600円					
	②軽自動車及び小型特殊自動車											
	ア 軽自動車											
	2輪のもの	2,200円					2,400円					
	3輪のもの	2,850円					3,100円					
	4輪以上のもの	乗用 6,500円(5,200円)					乗用(営業用) 7,200円(5,500円)					
	貨物用	3,650円(2,900円)					4,000円(3,000円)					
その他	2,200円					2,400円						
イ 小型特殊自動車												
農耕作業用	1,500円					1,600円						
その他	4,300円					4,700円						
③2輪の小型自動車	3,650円					4,000円						
市たばこ消費税	市内売渡し本数×全国平均小売単価(60年度以降)	18.1%(府税10.3%)										
	市内売渡し小売定価及び本数											
電気税	電気料金	5%										
ガス税	ガス料金	2%										
特別土地保有税	保有分・・・取得価格	1.4%										
	取得分・・・〃	3%										
商品切手発行税	商品切手の発行額	4%										
宣伝広告税	広告の表示面積、数量、宣伝広告料金	昭和33年度以降に同じ										
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき	300円		1㎡につき	500円						
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%					0.25%					
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき	5,000円		1㎡につき	6,000円						



Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その7)

税目	課税標準	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
市民税	個人均等割	3,000円(府民税1,000円)		3,000円(府民税1,000円)								3,000円 (府民税1,000円)	
	所得割・・・総所得金額等	3%～12%の超過累進税率		3%～10%の超過累進税率								6%(府民税4%)	
	法人均等割	① 資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	50人以下	3,000,000円								
		② 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	50人以下	410,000円								
		③ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	50人以下	1,750,000円								
		④ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超	50人以下	410,000円								
⑤ 資本等の金額が1,000万円以下である法人		50人超	50人以下	400,000円									
法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税)		160,000円								府税6.0%(不均一課税)		
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%											
都市計画税	賦課期日現在の価格	0.3%											
軽自動車税	①原動機付自転車	1,000円											
	総排気量0.05ℓ以下	1,200円											
	〃 0.05ℓ超0.09ℓ以下	1,600円											
	〃 0.09ℓ超	2,500円											
	②軽自動車及び小型特殊自動車	2,400円											
	ア 軽自動車	3,100円											
	2輪のもの	自家用(営業用)											
	3輪のもの	7,200円(5,500円)											
	4輪以上のもの	4,000円(3,000円)											
	乗用	2,400円											
貨物用	1,600円												
その他	4,700円												
イ 小型特殊自動車	4,000円												
農耕作業用													
その他													
③2輪の小型自動車													
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき2,434円			1,000本につき2,668円			1,000本につき2,977円			1,000本につき3,298円		
特別土地保有税	保有分・・・取得価格	1.4%											
	取得分・・・〃	3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止											
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円								同左			
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%								同左			
	新增設分・・・新增設事業所床面積	1㎡につき 6,000円								廃止			

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その8)

税目	課税標準	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市民税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	3,000円(府民税1,000円)						3,500円(府民税1,500円)		3,500円(府民税1,800円)		3,500円(府民税1,800円)
	法人均等割	6%(府民税4%)			50,000円			6%(府民税4%)		6%(府民税4%)		8%(府民税2%)
		①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ② 資本金等の額が 50人以下 50,000円 1,000万円以下の法人 50人超 120,000円 ③ 資本金等の額が 50人以下 130,000円 1,000万円を超え1億円以下である法人 50人超 150,000円 ④ 資本金等の額が 50人以下 160,000円 1億円を超え10億円以下である法人 50人超 400,000円 ⑤ 資本金等の額が 50人以下 410,000円 10億円を超え50億円以下である法人 50人超 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が 50人以下 410,000円 50億円を超える法人 50人超 3,000,000円										
	法人税割・・・法人税額	14.5%(不均一課税) (府税6.0%(不均一課税))							11.9%(不均一課税) (府税4.2%(不均一課税))			
固定資産税	賦課期日現在の価格	1.4%										
都市計画税		0.3%										
軽自動車税	①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下	1,000円									2,000円	
	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 ミニカー	1,200円 1,600円 2,500円									2,000円 2,400円 3,700円	
	②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの 3輪のもの 4輪以上のもの 乗用 貨物用  イ 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 ③2輪の小型自動車	2,400円 3,100円 自家用(営業用) 7,200円(5,500円) 4,000円(3,000円)  2,400円 1,600円 4,700円 4,000円									3,600円 *3,900円 自家用(営業用) *10,800円(*6,900円) *5,000円(*3,800円)  3,600円 2,400円 5,900円 6,000円	
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき3,298円		1,000本につき4,618円			1,000本につき5,262円					1,000本につき5,692円 (平成30年10月1日以降)
特別土地 保有税	保有分・・・取得価格	1.4%										
	取得分・・・〃	3% ※平成15年度以降、当分の間新たな課税は停止										
事業所税	資産制・・・事業所床面積	1㎡につき 600円										
	従業者制・・・支払給与総額	0.25%										
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき											150円

Ⅷ 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷(その9)

税目	課税標準	令和元年度	令和2年度	
市民税	個人均等割 所得割・・・総所得金額等	3,500円(府民税1,800円) 8%(府民税2%)		
	法人均等割	①(1) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で均等割が課税されるもの (2) 地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割が課税されるもの (3) 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの (4) 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) (5) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 50人以下 50人超 ② 資本金等の額が1,000万円以下の法人 50,000円 120,000円 ③ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人 130,000円 150,000円 ④ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 160,000円 400,000円 ⑤ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 410,000円 1,750,000円 ⑥ 資本金等の額が50億円を超える法人 410,000円 3,000,000円	50,000円	
	法人税割・・・法人税額	8.2%(不均一課税) (府税2.0%(不均一課税))		
固定資産税		1.4%		
都市計画税	賦課期日現在の価格	0.3%		
軽自動車税	環境性能割・・・取得価格	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 *令和元年10月1日から令和2年9月30日に取得したもの 自家用(営業用) 非課税(非課税) ア 乗用車 令和2年度燃費基準+10%達成 非課税(非課税) " 達成 *非課税(0.5%) 平成27年度燃費基準+10%達成 *1.0%(1.0%) 上記以外の車両 *1.0%(2.0%) イ 貨物 平成27年度燃費基準+20%達成 非課税(非課税) " +15%達成 1.0%(0.5%) " +10%達成 2.0%(1.0%) 上記以外の車両 2.0%(2.0%)	非課税 自家用(営業用) 非課税(非課税) 非課税(0.5%) *1.0%(1.0%) *1.0%(2.0%) 非課税(非課税) 1.0%(0.5%) 2.0%(1.0%) 2.0%(2.0%)	①電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 非課税 ②ガソリン軽自動車 *令和元年10月1日から令和3年3月31日に取得したもの 自家用(営業用) 非課税(非課税) ア 乗用車 令和2年度燃費基準+10%達成 非課税(非課税) " 達成 *非課税(0.5%) 平成27年度燃費基準+10%達成 *1.0%(1.0%) 上記以外の車両 *1.0%(2.0%) イ 貨物 平成27年度燃費基準+20%達成 非課税(非課税) " +15%達成 1.0%(0.5%) " +10%達成 2.0%(1.0%) 上記以外の車両 2.0%(2.0%)
	種類別①原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 2,000円 " 0.05ℓ超0.09ℓ以下 2,000円 " 0.09ℓ超 2,400円 ミニカー 3,700円 ②軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 *平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両 2輪のもの 3,600円 3輪のもの *3,900円 4輪以上のもの 自家用(営業用) 乗用 *10,800円(*6,900円) 貨物用 *5,000円(*3,800円) その他 3,600円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 ③2輪の小型自動車 6,000円			
市たばこ税	市内売渡本数	1,000本につき5,692円	1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)	
事業所税	資産割・・・事業所床面積	1㎡につき 600円		
	従業者割・・・支払給与総額	0.25%		
入湯税	鉱泉浴場施設(温泉施設)を利用される方1人1日につき	150円		

VIII 税制及び税率

2. 税率

(1) 大阪市税の税率変遷（その10）

備 考

昭和37年度から令和2年度までの市民税（所得割）の税率は次のとおりである。

所得割の税率（平成18年度までは超過累進税率）

税率	(昭和37年度)	(昭和38年度)	(昭和48年度)	(昭和56～59年度)
2%	10万円以下	15万円以下	30万円以下	30万円以下
3%	10万円超	15万円超	30万円超	30万円超
4%	20万円超	40万円超	50万円超	45万円超
5%	50万円超	70万円超	80万円超	70万円超
6%	100万円超	同左	110万円超	100万円超
7%	150万円超		150万円超	130万円超
8%	250万円超		250万円超	230万円超
9%	400万円超		400万円超	370万円超
10%	600万円超		600万円超	570万円超
11%	1,000万円超		1,000万円超	950万円超
12%	2,000万円超		2,000万円超	1,900万円超
13%	3,000万円超		3,000万円超	2,900万円超
14%	5,000万円超		5,000万円超	4,900万円超
	(昭和60～62年度)		(昭和63年度)	(平成元年～2年度)
2.5%	20万円以下			
3%	20万円超	3% 60万円以下	3% 120万円以下	3% 160万円以下
4%	45万円超			
5%	70万円超	5% 60万円超		
6%	95万円超			
7%	120万円超	7% 130万円超		
8%	220万円超	8% 260万円超	8% 120万円超	8% 160万円超
9%	370万円超			
10%	570万円超	10% 460万円超		
11%	950万円超	11% 950万円超	11% 500万円超	11% 550万円超
12%	1,900万円超	12% 1,900万円超		
13%	2,900万円超			
14%	4,900万円超			
	(平成7・8年度)	(平成9・10年度)	(平成11～18年度)	(平成19～29年度)
3%	200万円以下	3% 200万円以下	3% 200万円以下	6%
8%	200万円超	8% 200万円超	8% 200万円超	(平成30年度～)
11%	700万円超	12% 700万円超	10% 700万円超	8%